

道の駅かつらぎに関する  
調査特別委員会

平成31年4月9日

葛城市議会

## 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会

1. 開会及び閉会 平成31年4月9日(火) 午後1時30分 開会  
午後4時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	梨本	洪珪
委員	杉本	訓規
〃	松林	謙司
〃	谷原	一安
〃	川村	優子
〃	増田	順弘
〃	岡本	吉司
〃	下村	正樹
〃	西川	弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本	浩
議員	吉村	優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

副市長	松山	善之
総合政策企画監	飯島	要介
企画部長	吉川	正人
企画政策課長	高垣	倫浩

6. 職務のため出席した者の職氏名

書記	吉村	浩尚
〃	高松	和弘
〃	吉留	瞳
〃	福原	有美

7. 調査案件

- (1) 道の駅かつらぎに関する事項について
- (2) 今後の委員会運営について

開 会 午後1時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

かなり暖かくなってきておりますが、3月議会が終わってまだそんなにたたないということで、大変委員の皆さんお忙しいと思いますが、全員参加いただきましてありがとうございます。きょうの会議でもまた慎重審議のほどよろしく願いいたしまして、挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介します。吉村優子議員でございます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

まず、調査案件に入る前に、前回から委員会を開催するまでに時間を要した件につきまして、初めに経緯の説明をさせていただきます。

去る1月28日、本委員会の協議会を開催させていただき、今後の委員会運営などについて委員各位にはご協議をいただいたところでございます。その協議会において、議長より、今後の調査については、さきに当委員会の設置理由である道の駅かつらぎの建設に当たり、不適正な事務処理について事業内容の再調査を行っていただきたいという意見が出され、今後の委員会運営については正副議長及び正副委員長にご一任されたところでありました。協議会の内容を踏まえ、去る2月27日に、正副議長及び正副委員長で協議をさせていただいた結果、次回の委員会では地質調査の件を調査することとし、説明員として当時の関係職員3名に出席を願う予定で調整を進めてまいりました。しかし、諸事情により、説明員として出席していただく予定であった者が出席できなくなり、再度、3月27日に、今後の委員会運営について協議をさせていただきました。その際に理事者側より報告事項があるということでありましたので、本日の開催に至りました。前回から委員会が開催するまでに時間を要した経緯につきまして、以上でございます。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

事前に配付させていただきました地質調査における市政検討委員会の答申について、理事者側より報告があるとのことでございますので、説明願いたいと思います。

飯島総合政策企画監。

**飯島総合政策企画監** 総合政策企画監に4月からなりました飯島です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元、本日お配りしている資料に沿いまして、さきに行いました市政検討委員会の答申の内容についてご報告させていただきます。なお、ただいま委員長からご説明ありましたとおり、この資料につきましては、事前に委員の皆様にお配りしているものでございますので、詳細については説明を省かせていただいて、こちらの答申書の構成及びその概要について簡単に申し上げたいと思います。

まず、こちらの答申でございますが、平成30年4月18日付で市長の諮問がございました、道の駅かつらぎ事業における取扱いについてに係る答申、平成29年10月10日後に発生した新

たな疑義についてでございます。冒頭のただし書きにございますが、本件調査に当たりましては、生野前副市長及び山下前市長にも調査協力を求めましたが、拒絶されているという言及がございます。

続きまして、こちらの答申の構成でございますが、大きく4つに分かれてございます。第1に、当委員会が次の2点について認定した事実。第2に、当委員会が認定した事実に基づく見解。第3に、責任についてに係る当委員会の意見。そして、第4に、最後にといった4つの構成で成り立っております。

それでは、第1から順にかいつまんで説明をさせていただきます。まず第1、当委員会が次の2点について認定した事実として①と②がございますが、まず①、当該問題事情でございます。当該問題事情と申しますのは、その下の下線にございますとおり、社会福祉法人柊の郷が道の駅かつらぎの建設に当たり、葛城市土地開発公社と協議の上買収した代替地の地中へのボーリング調査を行い、産業廃棄物が検出されたとする件でございます。以下の記載内容でございますが、まず第1段落におきまして、柊の郷の移転先代替地取得の経緯についての記述でございます。要は、土地開発公社が土地を選定した上で、公社が柊の郷と移転先代替地の提供者を仲介する形で、まず柊から公社に対してお金が支払われて、さらに公社から移転先代替地の提供者に対して支払いが行われたといった記述がございます。

その下の段落でございますが、その後、柊の郷から、移転先代替地の地中に産業廃棄物があるという主張がございました。それに対して、市としましては、土地開発公社でなく市の立場で現場の確認をした上で、当時の生野前副市長が、市の建設課に対しボーリング調査を行う旨の指示が行われたと書かれてございます。

その下の段落でございますが、ただし、その調査対象でございますが、南側にある3カ所のみといったところが言及されてございます。

2ページ目でございます。②といたしまして、不適切処理と不正支出といった内容でございます。こちらは下の下線に書かれてございますが、平成27年11月25日から12月10日にかけて行われたとされる葛城市建設課によるボーリング調査並びに八川地内敷地造成工事に伴う地質調査、第27の825号及び太田・新池線改良工事に伴う地質調査、第27の826号、2件の契約支出に関する件でございます。

まず、その下の段落でございますが、こちらの答申におきましては、移転先代替地の売り主責任はあくまで土地開発公社にあるといった立場に立った上で、市がボーリング調査をする根拠がない中で、当時の生野前副市長から市の建設課に対しまして、架空の2件の地質調査を実施する形でボーリング調査を行う旨の指示がなされたと書かれてございます。

その下の段落につきましては、その後、市の建設課から調査を請け負った業者に対してのボーリング調査の発注の経緯が書かれてございます。

その下の3つの段落につきましては、このボーリング調査の必要性についての言及がなされてございます。要は、こちらは土壤汚染対策法の基準に当てはめているものでございますが、その法律に基づいて正式に調査分析されたものではないと。実際には廃棄物とされるものの現地確認のみをされておりまして、不十分な調査分析であり、また、その法的専門家へ

の相談もなかったとしております。そして、結論としましては、法的な瑕疵、存否自体の検討が確認されていないといったことが書かれてございます。

1枚おめくりください。

続きまして、第2といたしまして、こちらの委員会において認定した事実に基づく見解が書かれてございます。大きく3点と、それに基づく総括的な記述になってございます。まず見解1の内容でございますが、こちらは、移転先代替地の売り主責任がない市が費用負担したことについては不適切であるといったことが書かれてございます。それから見解2におきましては、移転先代替地の廃棄物が、買い主である柘の郷の土地利用に大きな妨げであるとは言えず、法的な瑕疵は認められないと見解が示されております。そして3つ目でございますが、こちらにおきましては、市が契約して支出すべき案件として、2件の架空の地質調査を捏造したといったことが書かれてございます。

以上、3つの見解に基づいて書かれてますのが下の言及でございまして、もともと市が法的責任を問われる事柄でないことを、これにかかわった生野前副市長らは十分に知るところであったにもかかわらず、本件は、生野前副市長らが架空の調査案件を捏造して市に費用支出させたものであり、市に法的根拠のない不正支出をさせたと言わざるを得ない。生野前副市長は、このように市に不正支出をさせたことによって現認した事実のみをもって、以後は当該移転先代替地に瑕疵があるものとして買い主に対処したことは不適切な職務行為と言わざるを得ないと結論づけてございます。

続きまして、第3、責任追及に係る当委員会の意見でございます。こちらに書かれている内容といたしましては、市は、その不正支出を指揮した生野前副市長について、民事賠償請求を追求することにつき検討すべきであると。次のページでございます。また、ボーリング調査を引き受けた業者につきまして、民事責任は問いがたい。また、その対象者の刑事責任でございますが、これまでになされた捜査当局による対応、判断を踏まえて、刑事責任を求めるのは適切でないと判断されてございます。

そして、最後、第4でございますが、こちらにおきましては、市におかれては、さらに当該問題事業に関する調査を行い、市民に対する説明責任を尽くす形で対応いただきたいといった内容と、早急に組織における内部統制のあり方を再検討する必要があるといった形で結論づけられてございます。

以上が答申書の内容でございますが、こちらの答申の内容につきましては、本件の報告をさせていただきました後、プレスリリースをさせていただく予定でございます。

以上で報告を終わります。

**西井委員長** ただいま説明願いましたが、何か確認事項はございませんでしょうか。

西川委員。

**西川委員** 今、総合政策企画監から説明いただきましたけど、これは、市政検討委員会というか市長の諮問機関で、議会にこういう報告はしてくれはるのはそれでよろしいけれども、全体の内容は、柘が損害賠償やってますやろう。その損害賠償に対してどういうふうに対応していくかというふうなことを、市が、こういう対応しまんねんということを言うてるだけで、勝て

るように一生懸命対応しはったらよろしい。まず1つ、ここで言うたはるのは、公社が買って、公社がその土地をやって、本来は公社に柵が訴えやんとあかんやんか、市に責任ないやんかと、こういう言い方したはるねんけども、いっとう最初のこと、これから聞きたいねんけども、柵に対する移転補償とか、そういうふうな移転補償してもらわんなんときに予算措置もできてないんで、当時の市と、公社の理事長いうのは杉岡さんやと思うけども、その間で、市の方とそういうふうな柵の移転補償全体に関する作業そのものは、市と公社で契約してるの違いますか。それ、はっきりしてください。市と公社と契約してて、それで公社がその意向に沿うて動いてたら、ここで言うてる、市に責任ないなんていうことは言えませんよ、これ。そこんところはっきりしてくださいね。

それと、もう一つは、ボーリングをやったこの時期、これは、今、関係ある、関係ないとおっしゃるかわかりませんが、虚偽有印公文書を作成したと。職員の懲戒処分をここでやったはる。これ、ずっとそういうことで、これの主な部分は、やってもいない工事をでっち上げたような契約をやったと。中戸何号線や寺口何号線を舗装したと。そういうふうな契約書をつくったと。そのことによって、これ、処分すると。それで、ここで言うてるのは、時間的にはその前にこのボーリングをやらしたん違うんですか。それで住民監査請求をされて、それで市政検討委員会の中でもでしょうけれども、産業廃棄物というのが既に出てきて、それで、ここにも書いてあるように、正式なところに委託してないさかい、それがほんまに産業廃棄物なのかどうなのかわからんというふうなことを書いてるけれども、既にそういうふうなものがあつたというふうに書かれてるわけですよ。それに、ボーリングをやらした、それも、その契約書も、これ、虚偽の公文書ですやんか。それで、ここでは、いや、その公文書は後でわかったさかい、業者に罪ないと。それにかかわった職員も責任は問いがたい、問わへんねんと。これは、僕は、はっきり言うて、職員を刑事告訴なんかさせて言うてない。ちゃんと調べて、警察が動いて、これは官製談合で、これはあかんていうのなら警察が即座に動きますよ。それを、いやいや、阿古市長の姿勢はそれで立派なことやから、ちゃんとやらはんのやったら、ここに判こをついた、ボーリングに判こをついたその人間全部を処分せなあかんの違いますか、公平に、公正に。それに、本来のトップである土谷さんほどないなつたんですか。河合課長というのはどないなつたんですか。松本さんいうの、これ、はっきりとここで戒告、何でこんなことになってんのでつか。ほんで部長になってんの違いまんのか、今。これ、どういう考えですか、理事者は。とりあえずここまで答えてください。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。よろしくお願いたします。

5点ばかりあつたかと存じますが、答弁漏れございましたら、また委員の方からご指摘をいただいたらと思います。

まず、この事件、随分長く議会でもご審議いただいでるわけでございますが、あくまで当時の市長、副市長から、我々も、一部人物はかわってはおりますが、主体はあくまで葛城市でございますので、市が当時、平成26年ごろから、いろんなことが不適切なことがあつたと。それに対して、それをしっかりと市長の指揮のもと、市長部局としてしっかりと調査をして

きたと。それをこの市政検討委員会という、弁護士、公認会計士も入っていただく、ある意味外部の専門家の意見も取り入れながら、決して現体制の理事者の恣意的な判断をしているわけではないという形をとりながら調査をしてきたわけでございます。それとあわせまして、市議会の方でも、平成30年3月議会で、当道の駅調査特別委員会を設置もなさいまして、それぞれで、当委員会におきまして、本件につきまして、これは、当時何が起こったのかということをしかりと究明していこうということで、議員の先生方もそれぞれお取り組みいただいている中でのお話だと存じますので、その中で、本日、私たち理事者側の方から、わかりましたことについて、これは、議会にご説明をさせていただきますので、それを踏まえてまた議会の方でもいろいろと今後のご議論、ご審議をいただければと存じます。その中で、事前に資料を配付いたしたとはいえ、先ほど総合企画監の方から足早なご説明がございましたので、そのあたりで説明が不十分であったのかなというところについて、申しわけありませんが、再度お時間をいただきまして、私の方から説明をいたしたいと存じます。

まず1点目でございますが、これは公社との契約であるから、市は責任がありませんというふうなことは一切書いてございません。そこにつきましては、これは、申しわけございませんが、時間をかけてお読みいただければ、この答申書に書いてあるとおりでございますが、そもそも道の駅の一連のことにつきましては、まずは手続的に不適切である、まずは手続が間違っているということが、この案件のみならず多々ございまして、残念ながら、そこは法的に整理をいたしますと、本来これは、今回の案件につきましては、土地の取引につきましては、土地開発公社が契約の当事者であるのに、一方の当事者である柵の郷との、多分当時の理事者といたしますか、生野前副市長ほか、関係の方々のやりとりの中で、これは何とかしなくちゃいけないということを多分ご判断なさったんでありましようが、それを公社とは別の市という主体でもってやりとりをしていたと。これは、法的に言いますと、公社で契約をしてやりとりをすべきではないかという意味で、手続的に、法的にまずは当事者が違いますよと、人違いですよということを言っているわけでありまして、これに対して市が責任があるとかないとか、そんな議論は一切しておりません。これが1点目でございます。

それから2点目、ボーリングについてのお尋ねでございますが、ボーリングの結果、当該土地に廃棄物があったであろうということが答申の方にふれてるじゃないかというふうに委員お述べになりましたけども、そのように相手方が主張をしているということを書いているのみでありまして、それに対して当時の理事者がそのことを認めた上で何らかの対応をしなくちゃいけないということで、どうもこういういろんな不適切なことの積み重ねが起こったという事実の確認を書いているわけございまして、現体制のもとに、このいろんな事実関係を調べている中で、現体制の私たちが、その当時、柵の郷が主張するように、移転先に全て産業廃棄物が埋まっておって、柵の郷が当初から計画をされていた利用ができないと、そういったことについて認定をしたわけではございません。むしろ逆の立場をとっておりますし、これは、後ほど申し上げますが、そういった意味では、検討結果の答申につきましては、ある意味新たなステージにふれてきているのかなと思います。また、この件につきましては、西川委員、そもそも以前はこの土地がどうであったかも含めて、やはり地元として非常にお



詳しいと存じますので、また委員の方からもいろんな情報も提供いただければありがたいな  
と思っっている次第でございます。

それから、3つ目に、既にあったということが書かれていたであろうということを申し上げ  
ましたが、これは、先ほど申し上げた中であわせてご答弁を申し上げたことにいたします。

それから、職員に対する処分でございますが、こちらの方、先ほど総合企画監からの説明  
で多少不十分であった部分でございますが、一番最終のページのところの、第4のその少し  
前、2行上のところ、「なお」からなんですけども、当事者の刑事責任については、これま  
でになされた捜査当局による対応、判断を踏まえ、刑事責任を求めるのは適切でない判断  
をするという意見が付されているということでございまして、これにつきましては、既に明  
らかになっておる、また委員も述べられた、市として刑事告発をした一連の内容の中で、刑  
事告発をした案件につきまして、犯罪行為、違法行為の事実の認定はされたんですけども、最  
最終的に不起訴処分というか起訴猶予となりましたという案件を受けまして、そういたしま  
すと、今回につきまして、これも、あちらは告発してこちらは告発しないのかといったこと  
についても委員言及なさいましたけど、これについて再び告発をしたとしても多分同じ結果  
になるであろうから、刑事責任については追及いたしませんということ、追及すべきでは  
ないということが付言されているものでありまして、この案件につきましては、市役所内  
ではあります、懲罰委員会という別途、これは、事務局としては人事課になるわけござ  
いまして、こちらの方で既にこの案件につきましても市の方では事実関係をつかんでお  
りますから、当該案件にかかわっている職員につきましても、そのかわりの内容でありま  
すとか、事の重大さを十分勘案した上での処分は既に行っているということでござい  
ます。

それから、最後、当時のトップは当然当時の市長あるいは副市長でありましようけども、  
都市整備部の部長でありますとか、担当課であります建設課の課長につきましては、当然  
そのポストを務めている人物がそれぞれ独立しておりました。これにつきましては、先  
ほど委員の方は一部名前もお出しになりましたけども、こちらにつきましては、現在葛  
城市の職員ではございませんので、葛城市としての処分はできません。ただ、当然  
それぞれの所属されている機関が、そのうちの一部の人間につきましては現在も所  
属されている機関がございまして、そちらの方で十分情報の収集もなさって、適  
切に対応なさるものと存じておるところでございます。退職をいたしました職員につ  
きましては、現時点では、そういった意味では、処分ということにつきましては、  
そういった手だてが市の方には持ち合わせていないと  
いうことでございます。

私の方からの説明は以上でございます。もしご答弁漏れございましたら、またご  
質疑いただきましたらご答弁させていただきます。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** 答弁漏れがあるとかいうよりも、答弁のあり方がおかしい。別にこ  
こで、これをずっと読みましたよ。ここで言うてるのは、市に責任ないとは言  
うてないけれども、訴える先が違うということは、市に対して対応を要求して  
きたり、そういうことをやってくるのは、公社が

当事者やから、市に対してそんな対応をしてくるのはおかしいやないかと、こういうふうな責任逃れではないといっても、そう書いてるわけですよ。そやけれども、市が公社に補償も移転も、終に関しては頼みますよと、その事業をやってくださいよという契約をやってるんやんか。やってないの、やってるの、これ、どっち。それ答えてないで。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

委員先ほどおっしゃいましたけども、市として責任がないということは一言も申し上げておりません。そのことについては再度確認をいたしたいと存じます。その上で、これは、第2のところの見解の1に書いておりますけども、これは、逆に言いますと、このボーリングの案件だけではなくて、残念ながら、一連の当委員会で取り上げていただいているほかの案件でも同様でありましたが、要は、当事者ではないとか手続的に違法なことが、残念ながら今回のケースについても行われていると。それは、まずは法的におかしいということについてふれてあるということでございまして、それに対して責任がないというふうな付言は一切されておられませんし、そこはこの報告書の全体の流れをお読みいただければ、それについてはご理解をいただけることと存じます。

**西川委員** 市と公社で契約してるのか。

**松山副市長** 市と公社の契約は、当然これはございます。

**西川委員** あるんやろう。

**松山副市長** はい。ただ、これにつきましては、土地取引の当事者が公社であると。市は、公社に対して取得の依頼の契約をしていると。ここは法的に整理をいたしますと、まずは売り主であり、契約の土地売買の当事者である公社が、もし、この土地の利用に対して、買い主側が思っているその土地の価値とは違うというか、利用計画をそのまま実現できない状態で売ったのであれば瑕疵があると。それはまさに今回の争いの、この当該案件のボーリングにまつわる話の事の発端といえますか、論点であったんでありましょうけども、それに対してそもそもそのような事実があったのかという、その土地の取引に瑕疵があったのかということについて、見解の1、2、3でそれぞれ述べていると。その見解の第1につきましては、土地の取引の当事者は公社であるのに、市のお金でもって、しかも違法な……。

**西川委員** 委員長、とめて。そんなんはもうええねん、それは。

**松山副市長** 委員のお問い合わせになった内容がそうでありますので、それに対してお答えをしておりますので、それにつきましては最後まで申し上げたいと存じますが。

**西井委員長** ちょっと待って。

**西川委員** 俺は、言うてるやんか。この答申、このことに関しては、市政検討委員会、これ、市長なり行政の諮問機関やと。それで、ここに書いてある内容は、今、副市長がいろいろおっしゃってる、そういう形で一生懸命闘ってくださいよと。瑕疵があるとかないとか、相手方も、いや、あると言うし、こっちはないと言うし、そんなことを議会で言うてるのと違うくて、そっちの立場はそっちの立場でやってくださいと。それは初めに、一番先に言ってます。ここでそんだけのことを今言うたはるから、委員長、はっきりと言うとくけど、市と公社と契

約はある言うてるんやから、その契約書を出させてください。どんな内容か見ますから。

それと、先ほどのことと言うと、僕は、市の立場で言うたら、この処分に関しては当たり前です。市に勤めてる職員しかこんな処分、市以外の職員にこんな処分みたいなんできません。当たり前のことです。ただ、一番最初にどんだけの人間に刑事告発をしたかというたら、これを見たら、こんだけの人間を当初こういう理由で刑事告発しはってんなと想像するわけですよ。そしたら、その当時におってんから、何でその当時の人、総務建設常任委員会でこの議論をやってたときにまだおったわけで、市の身分としてもおったわけで、そのときの市としての処分はできへんか知らんけれども、警察へ告発、告訴するのは、何でその人らを除くんやと俺は聞いているだけやん。市の処分みたいなんできへんのはわかってますよ、そんなもん。職員違うんやから。そのときにやめた人間であろうが何であろうが、市に損害を与えてたら、何でそのときに、わしは、そんな、告発すること自身が、いろんなことを努力して、いろんなことを公にして、警察が、これはあかんと、官製談合や、公文書、これは書類出してきて、これは警察でやりますよと言うのはわかるけれども、既に自分とこで調べて、警察入る前にぼーんと刑事告発してるねんから。そうですやろう。そういう告発の中で何で僕が言うたメンバーが入らへんのやと言うてるねん。どういう理由でやって聞いているねん。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

委員のご質問を取り違えて、明快な答弁ができなかったことについてはおわびを申し上げたいと存じます。

告発の件でございますが、まずは、告発した時点では、委員のお述べになっている、現在葛城市の職員でない者につきましては、当時もう既に職員ではございませんでしたので、そういった意味では、関係性は、まずは市の職員ではなかったということも1点でございますが、それも踏まえて、だからといって告発といいますか、告訴ができないのかといたしましたら、そこまでいきますと私の立場上、最後まで申し上げられないというか、現市長の判断でございますというふうに今お答えをする以外ないと存じます。ただ、委員先ほどおふれになりましたけれども、当時既に職員ではなかったということについてはご確認をいただきたいと存じます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** それはわかってるねん。僕はそういうことをせえと言うてるの違うんやで。こんなんやるんやったら、公平、公正言うのやったら、何でやねんって言うてるねん。僕は、内部でいろんなことやって、後から警察が入ってきて、これはちゃんと市として告発してもらわなあきませんで、うち、警察入りませと。こういうふうな話ならわかるけど、調べて積極的に告発した。ええことやんか。それは阿古市長の姿勢やからええことやん。やったらええやん。それやったら、公平、公正にせなあかんの違いますかって言うてるねん。そういうこと、また誰か聞かはった後で言います。

**西井委員長** 今の意見について、副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

今ご意見をご開陳いただいたということで、ご答弁を申し上げるべきかどうかというのはございますが、告発自体は本当に、これも私、委員会において自分の、当然、身内、職員でございまして、それは非常に心が痛む行為であったということも、かつてどこかの委員会の場でご答弁を申し上げたことがあると思います。その中で、ある意味、市民に責任を果たすという市長のご判断のもとにいろんなことが明らかになっていく中で、これも何回もご説明申し上げたことがあると思うんですけども、やはり中で任意の調査協力をいただく中での調査というのはなかなか限界がございましたので、中で調べられることについては調べて、その上でそれ以上調べられないということについては、捜査権を持った司法の手に委ねるといふ、最終的には手続としてそういうことをさせていただいたというふうな説明を多分しておったように思います。

当然、こんなこと、ここまでいろいろと色々な関連の事件があるとは思ってもよらなかった部分も多少はございますが、これはあくまで結果論ではございますが、結果としていろんな捜査機関の捜査の結果、官製談合等についてのいろいろ犯罪行為も明るみになってきたということの中で、結果的にどうであったということについてはそれぞれの評価があるわけではございますが、そういった経過で、理事者側といたしましてもずっと悩みながら、心も痛めながらいろんな作業をさせていただいてきたという状況でございます。

ご答弁になっているかわかりませんが、以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** ご苦労さまです。当調査委員会は、議会として、今回については、社会福祉法人の移転補償をめぐる不正な、あるいは不適切な事務処理が行われたと。その発端となった代替地から産業廃棄物のごみが出てきたというところから出発して、架空工事とか、あるいは不適切な移転補償費の追加分とかが出てきたということについて、当初の土壤調査についてのいろんな問題について、この調査委員会はきょうは議論をするということだろうと思います。理事者側の方は、市政検討委員会で弁護士や公認会計士を入れて、行政の方は行政の方として不適切な事務処理についてそれなりに調査もされ、責任もそれなりに追求されてきたわけですが、議会は議会として行政を監視していくという役割があるわけですから、それに従って、議会は議会として、行政がいかなる不適切なことがあったのかということ調査していかなければいけないと考えております。その上で、きょうは、ここに来られてる、今、副市長も来られてますけど、当事者ではありませんので、行政として調査された内容について、議会として参考に、調査の上でお聞かせ願いたいという立場で私は質問したいと思っております。

3つございます。1つは、平成27年11月に、社会福祉法人、先ほど名前出てます柘の郷さんが、土地開発公社が代替地としてほかの地権者から既に購入して所有していたその代替地について、柘の郷さんが、11月だろうと思います。当時の職員さんの聞き取りでは12月というふうなことが出てくるんですが、11月に代替地を、工事をすることによって掘られたら産業廃棄物のごみが出てきたと。そこで葛城市が、これは御所にある土質関係の調査会社の方

に、平成27年11月に調査を委託しております。12月に中戸地域ということで、代替地だと思いますけど、その調査結果、報告書が出ております。これは、先ほどから何度も出ていますけれども、実は、この費用が出せないということなんでしょう。八川地区と太田地区で別の箇所をボーリングしたことにして、その調査したときの契約代金で11月から12月にかけて代替地の調査をやったその費用を出したということは、これは明らかになってるわけですが、新聞等でも記者がその会社に行って、ちゃんと確認したことが新聞記事にも出ましたから、これは明らかになってることなんですけれども、ここで大変、私は本当にわからないことがあるんです。というのは、土地開発公社と社会福祉法人の間で物件移転補償契約書が結ばれてるわけです。最初に結ばれてます。その中の第3条に、これは私、何度も議会でも取り上げたんですけども、第3条に、相互義務協力として、瑕疵のない状態で提供するというふうになって、甲というのは社会福祉法人ですが、社会福祉法人が合意できる価格で、そして瑕疵のない状態で提供するというふうになってるわけです。そこで、実は、産業廃棄物が出た、これは瑕疵だというふう考えたと思うんですけども、そのときに当事者同士、つまり社会福祉法人の柵の郷さんも掘ったわけです。ごみが出た。いろんな架空工事とか不適切なやり方をしたにせよ、葛城市も掘った。出てきた。そしたら、そこで何らかのこれについての今後の取扱い、どうするかという当事者同士の話し合い及び合意、これがあつたのかどうか。これがわからないんです。当然社会福祉法人さんと土地開発公社が契約書を結んでるわけですから。土地開発公社になりかわって葛城市が出ていったらおかしいですよ。おかしいけれど、いずれにしても、そこで契約の双方が相互協力義務があるわけですから、瑕疵があつたことについて話し合いがあつたのかどうか。それについての記録があるのかどうか。これ、なければ、議会としては、これは調査せなあかんと思うんですけど、そういうことがあつたのかどうか。行政の調べとしてあつたのかどうかということをお聞きします。

それから2つ目ですけども、先ほどから何度も出てくるところなんですけれども、これは土地開発公社が契約を結んでるわけです。この時点で。後から葛城市が、実は、平成27年6月16日、半年後ですけども、そこに同じ移転補償契約を葛城市と柵の郷が結んでるわけですけども、二重契約になったわけですけども、承継契約もしてませんから二重契約になって、これもこれで非常に不正なことをやってるわけですけども、だから、ごみが出て協議する時点では、土地開発公社があくまで代替地について提供するというので、柵の郷と結んだ契約があるわけですから主体なわけです。ところが、なぜ葛城市が土質調査をすることになったのか。これがわからないんです。というのは、前、この委員会協議会で職員さんの聞き取りをやりました。その中で、職員さんの中から、それは民有地だから、この代替地は民有地だから葛城市が調査できないんですと。だからそういうやり方をしたんですというふうなことが語られたんですけども、実は、平成27年11月、12月というのは、まだ土地開発公社の所有権があつて、柵の郷へ所有権が渡つたのは、翌年1月8日に売買があつたと思いますけど、1月10日に所有権が移ってるんです。だからボーリング調査した時点では民有地ではないわけです。民有地ではないのに葛城市が、僕は、土地開発公社が掘るなり、葛城市が出てくるんだったら葛城市でも仕方ないかとは思いますが、何で架空の調査契約

までやって、不正支出やって、そのために有印公文書偽造をいっぱいやってますわ。すごい不正を最初にやってるんですね。だから、なぜそんなことをやったのか。単なる職員さんの勘違いなのか。つまり、もう既に所有権が柵の郷さんに移ってたからできないと思ってこんなことをやったのか。それとも、そうではないのか。これ、調べておられたら、わかることであれば教えていただきたいと思います。

3つ目は、これはお答えできるとは思うんですけど、一般論として、土地開発公社なり葛城市なりでも結構ですけども、購入した土地から、例えば産業廃棄物が出たときの扱い、それを瑕疵と見るかどうかの評価の扱い。これは先ほどから何度も出てますけど、土壤汚染対策法か何かですかね。その法にのっとってやるというふうなことなんですけども、実際に調査報告では有害物質が出てないというふうになってますから、がれき、いわゆるがらを埋めるために入れただけであれば、それはどうなのかとか、そういうことがあると思う。これは一般論ですよ。一般論として、行政の側として、こういうことが出たときはどういう扱いになっているかというのを聞かせていただけたらと。

3つ質問します。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

谷原委員から、3点に分けてのお問い合わせでございましたが、ご答弁はまとめた話になると思います。まず一番本質的な部分についてお述べいただいたと思いますけども、土地の取引について瑕疵があるかどうかということでございます。実は、これからご答弁申し上げる内容で、答えはわかっているんですけども、全てのご答弁は差し控えさせていただきたい部分がございますということの後ほど申し上げなければいけない部分がございますが、それは、まさに今、柵の郷の方から先に、これは、こちらから訴えの提起をしようと準備をしていたところ、平成30年3月議会が始まる前に、2月中に先に柵の郷から訴えられたと。その後はこちらの方からも、議会でご審議いただいて、訴えの提起の議案をお認めいただいた上で、こちらからも訴訟をして、現在はそれが両方とも民事裁判として争われているところでございまして、先ほどの西川委員からのご答弁でも多少ふれましたけども、そういった意味では、そろそろ本質的な部分に入っていかなければいけないところであろうかということ、多少、今まで申し上げていなかった部分についてもふれているというか、この検討を答申の方でふれられているわけでございます、それは委員の皆様もお気づきかと存じます。

土地の取引に対して、そもそも土地の価値に対して瑕疵があるというのはどういう状態を言うのかということでございます。これは、くしくも国政におきまして、森友学園でもいろいろと報道がなされてますが、ある意味、非常に似ているところはございますが、要は、買い手の側がどのような利用をこの土地でなさろうとしているのか。その利用に対してどれだけ応えられる状態にあるのか、ないのかということでございます。したがって、当該土地全面に幾層にもわたって有害な物質が、それこそ大量に埋まっておりますと、それは買い手の側がご利用なさる内容に非常に支障がございましょうから、それに対して、それを隠したままで、通常考えられる取引価格でもし売買をしたのであれば、それは土地の取引に瑕疵

があったというふうになるんでございましょうけども、果たして当該土地がそういったものがあったのか。

今回この報告書で論点となっております、市が別の場所でのこととして架空の発注をした上で実際に調査をした場所でございますが、これは、現在駐車場の一番端といいますか、端の3点でございます。土地を利用する中で大部分の使用をしてらっしゃって、上物も建っておって、土地を利用されている、今現在、移転後の移転先の土地にその障害福祉施設をつくられて、ご利用なさっているエリアの大部分の部分ではなくて、一番端の端の法尻に近い部分、法面に近い部分の3点のみのボーリング結果でございます。それについて、しかもこれは、谷原委員お述べになったように、専門の認定をされた機関の調査ではないにせよ、この地質調査の専門業者である業者が調査をしたところ、利用には問題のない数値であるよという調査結果が返っている形での、廃棄物の確認がされているというところが、この一連の論点となっております部分の調査に対する市役所に残っている書類並びに担当職員への聞き取りでございます。したがって、一番事の発端と申しますか、多分ここがいろんな一連のいろいろな不適正な支出等の1つの原因でもありましようけども、一番最初の当該土地が本当にその土地の取引に瑕疵があったのか、それに対して市が責任を果たす必要があったのかという部分について、そろそろつまびらかにしていく必要があるのではないかと。ただし、先ほども申し上げたように、これは民事訴訟でございます。刑事裁判ではなくて、これは、それぞれ法廷の裁判用語上の攻撃と防御、攻撃をする材料をそろえるのは、それぞれ主張する側でございますので、そういった意味では、私たち、もう少し材料を持っているところもございしますが、そのあたりにつきましては、これは、あくまで民事訴訟としては、訴えている市としては負けるわけにはいきません。勝つために訴訟をしているわけでございますので、そういった中では、ご説明できる内容と、それからご説明を差し控えさせていただきたいと、その情報は持っておりますということのみの内容と両方ございしますが、現時点でご説明できることにつきましては、私、きょうはかなり突っ込んだ説明をさせていただいたと思っておりますが、ここまでの説明とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

**谷原委員** 答弁漏れが幾つか。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 谷原委員の方から3点ばかりのお問い合わせがございましたが、そういった意味では、まずは何らかの話し合いの合意があったのか、なかったのかにつきましては、これはまさに委員のご質問と同感でございまして、これが本当の核心の部分、ある意味スタートでございましょうから、そういった意味では、書類がないといけないわけでございますが、その部分については現時点では確認できておりません。確認ができてないというか、そもそも存在があるのかないのか。確認ができてないということは、ないのではないかとといったふうに思っておるところでございます。

それから、移転補償の契約につきましては、これは、これまでの議会の中でもご答弁申し上げているとおりでございます。これもある意味、当調査特別委員会で今後ご審議なさる内

容にも入っておるように思いますが、交付金のやりとりの中で、国に対しましての内容と、それから、実際の当事者同士での土地の取引並びに金銭の授受に関する内容のそれぞれについて、同一の内容の契約が2種類あったということをございまして、それにつきましては、それぞれ相手方と用途に向けてつくったのではないかというところを認定しているところをございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

住民監査請求の段階では架空工事のことが一番大きかったのかなと思うんです。あと追加の移転補償の問題、二重契約の問題ありましたけれども、それで私が最初に議員で12月議会で取り上げたわけですけれども、その時点では、当初のごみが出たというこの、ごみが本当に出たのかどうか、まだ私自身はよくわかっておりませんでした。書類がないわけですよ。代替地について葛城市が調査したという書類がない。ずっと調べたら結果として2月か3月だったですかね。1月を超えてだったと思いますが、どうもこれは、ほかの地区のところを架空工事して、それで費用を捻出してるということらしいということがやっとわかって、それで4月14日だったと思います。読売新聞社がわざわざその会社へ行って確かめたということが記事になったわけでありまして、一番最初の突端のところが最初よくわかってなかったんですが、後から振り返ってみたら、ここから出発してるわけです。まさにここから出発して、それでいっぱいいろんなことが起きてしまったわけです。職員さんは本当に、私としては、公務員ですから上司の命令に従って不本意にこういうことをやらざるを得なかったのかなというふうに思うところもあります。そのために処分を受けられた方もおるわけでありまして、本当に大変なことになったなというふうに思うんですけれども、当初のところなんです。ですから、合意があったのか、なかったかというのは、これは非常に、出たときに契約者の当事者同士が話すのは当たり前で、どう解消するかは当たり前なので、僕は、ここは議会でちゃんと調べる必要があると思います。つまり、契約の相手方、わかってるわけです。契約のこちらの相手方はわかってるわけですから、これは参考人でも呼んできちっと聞かなきゃいかん。私は、議会として、議会ができることはそういうことができると思うので、それははっきり私は、これは委員長にもお願いしたいと思うところでありまして。

2つ目に、問題は、例えば、出ました、あとどうするか。そのときにボーリングをこういう形でやろうとか、こういうふうな費用捻出しようとか、この計画を誰が立てられたかですよ。こういう計画を誰が立てて指示されたのか。そこを私知りたいんです。これは職員さんのいろんなことの名誉にもかかわることだろうし、そこら辺がどういう指示系統だったのか。なぜそれがストップをかけられなかったかということ、今度の再発防止にもかかわるので、だから、ごみが出て、それについてこういう形で処理していこうと、架空ボーリング工事をやってるわけですよ。やられた方は、私、手元に資料ありますけれども、誰がこういう会社と交渉したかとか、そういうことも全部わかってるわけですけども、その方が全部計画されたのか。当時の、例えば課長さんが全部そういうことを判断してやられたのか。それとももっと上の部分でそういうことについて計画されて、こういう形でやっていこうとい



うことになったのか。そこをもう一回お聞きしたいんです。そういうことが市の市政検討委員会とか、この間の、例えば、懲戒処分に当たってさまざま職員さんから聞き取りされていると思いますから、わかる範囲で結構なんです。もちろんそれは、行政の側の調査の中でそういうことがわかっているのであれば教えていただきたいなということで質問したいと思います。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

先ほど申し上げましたように、これは民事訴訟の法廷で今後争っていく内容でございます。訴訟の内容の中には、実は損害賠償もございます。損害賠償をしっかりと立証して闘っていくとか、勝つためにやっていくためには、その責任問題を明らかにしていく必要がございます。そういった意味におきましては、申しわけございませんが、私たちがどこまでわかっているかわかっていないかも含めまして、この場ではお答えを控えさせていただきたいと存じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。行政は行政の立場で調査もされて、それなりに考えておられるんですから、あとは議会も議会としてしっかり判断していくべきところだと思うので、これについては今後、先ほど、できたら参考人とか呼べるというのは議会の大きな強みでありますから、場合によっては百条でも強制力をもってそういう証言を得ることもできるわけですから、今後議会としてそういうことが把握できたらなと思いました。

以上、意見を述べまして終わります。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** この間、この委員会がなかなか進んでいかなかった理由に、今、副市長の方が申されました民事訴訟という、そういった中で、また今回参考人とか説明員として呼ぶ職員の皆さん方の、なかなかこの委員会で参考人として呼ぶことも困難な状態になったという、今回の職員の処分によってそういったことが実現されなかったということでございますが、私、今回の市政検討委員会の答申、いろいろとこの経緯、見解、それぞれ書いていただくんですけども、今、最後の方に申されました、副市長が、民事訴訟の中でなかなか争点の部分、核心的な部分が述べられないということでございますが、この答申をずっと先に見させていただきますと、我々議会として調査をするにもなかなかその手順が今そろっていない。しかしながら、この答申が割と今まで調べられた中でしっかりとつづられておる中で、この答申を我々が受けて、またこの後、プレスリリースで記者の方にもこの話をされるということですが、これは、内容的に、民事訴訟についてこれから市としてこういう方向で行くぞというような意気込みでこの内容を書かれ、プレスリリースで公表されるのかというところ辺は、非常に今の答弁から、足踏みもしないといけないけど、また前進もしていないといけないというような、私、今お話を聞かせていただくと、この答申をプレスリリースにどういった今までの経緯の中で調べたことと。ただし、その核心的な部分は、民事訴訟で述べ

られないということの、その辺に相反するものがあるんですけども、市の考え方として、プレスリリースしてまでこれを前へ進めていくということのご判断はどのようにあるのかということをお答えいただきたいと思います。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

当調査特別委員会では、調査特別委員会としてこの内容についてご審議なさる、そのためのご報告を申し上げているという中の一環でのご質問だというふうには存じ上げますが、プレスリリースをすること自体がどういうことなんだといった仰せであるとするならば、これにつきましては、やはり市民に対してしっかりとご説明をしていく中で、わかっていること、公表して差し支えないことにつきましては、できるだけ早く、これはお知らせをしていくべきであろうという判断でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** 市民には懇切丁寧に順を追って、我々も当委員会でなかなかまだ市民の方に報告のできない状況にあるというのは、これが今、民事訴訟に入っているということで、非常に私たちも精神的にともしんどい状況にあるということなんです。当委員会でなかなか報告できない部分を、答申でこうして伝えていただいているということをも市民の方がどういった手順で理解していくかということからは、非常に私にしては難しいんじゃないかなと思うんです。きょうもインターネット中継で皆さんこれをごらんになってると思うんですが、答申書の文面すら、今、委員と副市長の間でそのような内容で書いてる、市としてそういう議員の質問に対してそういう意味で書いてるのではないという、この中でもぎくしゃくしてる状態にあるのに、この内容についてプレスリリースされるということは、非常にもっとたくさんの情報の中で市民の方にはご判断をいただかないといけないというふうには私は判断します。逆に、こんな段階でプレスリリースされることについては非常に懸念を抱きます。これを今回の委員会で、きょう1日でこの内容について、すぐこの後プレスリリースされるということについては、我々委員がもっと理解した上でプレスリリースする必要があるということは一理解できますが、なかなかきょうのこの委員会の中で今回は答申としてここまで答申が出てますという内容にとどまって、まだまだ道半ばやと思うんですけども、道半ばであるということを含めて適切な説明をされて、プレスリリースされるというようなことだったらいいんですけども、非常に今この答申が先行してしまうということに懸念を抱きます。ですから、当委員会は、先ほど谷原委員言われた内容、もちろんあの内容については調査していきたいと思っております。ここの部分が核心的であれば、核心でない部分を先に言って核心的な部分を言わないということは、非常にいろんな誤解が生まれるので、当委員会としては、この答申はあくまでも市の方向的なものであるということを理解していったら、これから先、委員会としてもっといろんな多方面にわたって委員会調査をしていきたいと思っておりますので、委員長、申しわけないんですが、またこれからさらにできる限りのことをもってこの調査を進めさせていただきたいことを要望させていただきます。もう答弁は結構ですので。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 市政検討委員会答申という形でいただきました。一応理事者の方に答弁できるかできへんか、これはわからんと思いますけども、そもそもこの代替地の経緯というのか、そういうことをいろいろと職員から聞き取りをされたと思うんです。今、ボーリングがどうやとか、ごみがあるとかいう話が出てるわけやけど、そもそもこの場所については、副市長なり今の担当の人がご存じなかったやろうと思うんです。この土地というのは、今現在代替地で建っておる南側に、一級河川ではないんですけど、大きな中戸川という川が今現在もあります。この川が約7、8メートルぐらい上に上がっておると。上に上がっておるということは、何で上がるのかと。土砂で埋められたのか、ほかのもので埋められたか、何らかの形で埋まっておるといこともまずご存じかどうかということやけど、わからんと思いますけども、もし、わからんのやったら、そういうことも行政側としてきちっと調べていただいて、この代替地というのはもともとどんな土地であったのかということ、私は、きちっと調べられて、そういうこともこの市政検討委員会に説明した中で、こういう土地ですよ、ですからこういう形でボーリングしたんやということを私は説明してもらってあったと思っただけやけども、もしそういうことがしてないとしたら、参考までに言わせてもらったら、もともと中戸の595の1、あるいは595の2番地、これは大きな原野の法面です。それから後で換地をされて791番地、こういう土地ができた。もともとこの595の2の原野というのはかなり大きな法面がある。それと、今南側に現在中戸の土地改良区の土地で駐車場に借りられてる土地、これが、平成11年でしたか、換地処分できた土地。ですから今言いましたように、この595の2の法面には、南から上へ上げてきた、腹つけされた土地であるということです。ですから、もともと地上げされた土地ということで理解されておったら、その代替地を出すときに大体どんなものが入ってるかというのは今度わかってたん違うかな。私はそう感じてます。しかし、去年6月5日の協議会のときに担当者の発言では、この595の2は山林であったと。地元の人に聞いたら、盛り土をしたんやなしに切り土をしたんやと、こういう答弁されておる。本当に切り土した土地であるのかどうかということもきちっと調べられたのか。もしまだ調べられてないのであったら、きちっとそういうことも調べないと、代替地について瑕疵があったとか、なかったとかいうことをここにふれられてるわけやけども、そこ行くまでの話もきちっと市としてつかんでおくべきと違うんかなというふうに私は思います。あんまりしつこく言うてきたら、また誤解招いてもあかんので言えませんが、私の言いたいのは、もともと6メートル、7メートルぐらいの盛った土地であるということを私は強調してるわけで、その辺をもう一度、調査されてないのであれば、担当の職員は知ってるはずやから、きちっと調べてほしい。

それと、もう1点、今、谷原委員も質問あったけども、要は、平成26年12月に、この土地を公社は購入されてるわけです。それで、27年11月に、今問題になっている相手さんの社会福祉法人がボーリング調査された、所有権移ってない、こういう話も今出てるわけです。実際に所有権が移ったのが、28年1月18日に公社から社会福祉法人にかわってる。本来、代替

地というのはどういう形で求めていくのか。土地に協力していただきたい、土地も建物も協力していただきたい、代替地は自分で探してくださいよ。しかし、行政の方も一緒に探さないと事業が前向いて行かんという形で代替地を行政が探していく。たまたまこの土地を代替地で、相手さんも説明した中で、結構ですよと了解のもとでこの代替地がオーケーとなった。なぜ26年12月8日に契約して、いつの段階で社会福祉法人に渡されるのか。登記は1年余り後に登記されてる。公社で買うても、公社からなぜすぐに社会福祉法人に登記できへんかったんか。これが私もちょっとわかりにくい。先に代替地を渡さんとかわれへんというのはわかりながら渡してない。そこに問題があるのではないかなというふうに私は思います。

それと、今言うてるように、私、情報公開出してわからんわけやけども、791番地の土地、合併されて1筆になってる。この土地が、開発公社と社会福祉法人と売買契約されてると思うんやけども、この契約書がどうも見当たらん。多分あると思うけど、私だけがわからへんのであれば、後で見せていただけたら一番結構やと思います。私、そんな不正してるとは思いませんので、あると思うけども、あるとしたらそういうことを見せてもらいたい。

それともう1点、登記の関係ですけども、副市長もよくご存じやと思うけども、この595の1、2、それから791番地ですか、この3筆の土地は合併されてるわけです。合併したときに通常の場合であれば、若い番地のところに最終番地がつくはずなんです。ところが、なぜこの換地をされた一番古い番地、なぜ791番地の番地をとったのか。これも今答弁できへんと思うから、これも調べていただきたい。なぜ791番地の番地をとったのか。絶対できませんということは言いませんけども、通常何の理由もなしにこういう番地設定はできないはずやというふうに思いますので、その点もきちっと調べていただきたいというふうに思います。

それと、今、6月5日の中では、代替地を提供するというのは市の責務や。責務という言葉だったんかな。市が責任持ってすべきやという発言がありながら、またその次に質問されたときに、本来は代替地を求められてる社会福祉法人が代替地を探すのが本来やとかいう話が出てるわけです。その辺が行政として、先ほど言うたように、代替地の考え方がどれが正しいのかということも含めて、今後で結構ですので説明をしていただきたいというふうに思います。もし答弁できるものがあるとしたら、答弁していただいても結構ですけども、もしできへんかったら後でも結構でございます。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

さまざまなお意見、ご提言をいただきましてありがとうございます。委員お述べになった途中の段階で、副市長もお聞きしてるだろうというふうな言い回しがございましたが、あくまで登記の制度上の話の中で、通例であれば合筆をしたら若い番号になるだろうということを知ってるだろうというふうにおっしゃったものと受けとめております。

それから、これも余計なことかもしれませんが、私、当時の取引の一切の当事者ではございませんので、そういった意味では、私の経験や記憶の中で当時こうであったということは、一切これはご答弁できませんので、それは改めてこの場で確認をさせていただきたいと存じ

ます。その上で、当該土地につきましては、確かに、これ、詳細は申し上げられないのですが、いろいろな聞き取りもいたし、確認はいたしております。その中には岡本委員お述べのとおりのものであれば、もう少し確認のために調べなければいけないものもあるかなというふうなことも考えながら、先ほどの委員のご意見を承っていたところでございます。ただし、繰り返しになりますが、今回ある意味違法な手続をして、市の方でお金を捻出してまで調査をしたポイントといいますのは、今現在の施設のあるところの、方角で言いますと一番南の端の3ポイントのみでございます。明確にパーセンテージでは申し上げるようなそういった計算をしておりませんので、いいかげんなことは申し上げられませんが、今、実際に、これは法人の施設が建っておりますが、その極めて端の部分でございまして、そののみ。しかも分析の結果は、支障がないという結果が、非公式であるが出ていますと、そののみでございます。それを前提として、実は、本日は言及しておりませんが、もともと当委員会でもいろいろ取り上げていただいておりました、例えば2,500万円の追加といいますか上乘せのような契約でありますとか、一連のものが更に発生をしておるということでございまして、そういたしますと、なぜ今、柵の郷が実際に建物を建てておられたり、利用をされているところのポイントのボーリングがないのかといったところも、これは、非常に大きな問題としてあるのではないかなと思っているところでございまして、岡本委員から情報提供といいますか、ご提言いただきました内容も踏まえて、しっかりと情報は集めて整理もいたしながら、現在係争中の民事訴訟においてしっかりと主張をしていきたいと存じております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、副市長も説明していただいて、さっき言うてる、副市長がそのそばにおられて知っていると、そんなことを言うてるのやなしに、今言われてるように、職員から、今私が言うたようなこともきちっと聞き取った中で、例えば市政検討委員会に諮るのであったら、ただボーリング調査の件だけをこうやということやなしに、こういう土地やったんですと。こういう土地で、今言われた3カ所、私は図面も持ってますし、まさに595の2の番地がボーリング調査されたところなんです。だから、その法面に埋め立てたという事実がそのボーリングでもはっきり出てきているということです。そやから、今言いました。何遍も言うわけやけども、そこらの一番当初の、昭和の時代のところから皆知ったはるわけやから、その当時からどんな状態になってきたかということもきちっと調べていただいたら、ある程度解決というんか、できるのではないかなというふうに思うんで、私言いました。私は、決して今の段階で2,500万の法令改善なんて聞くつもりはなかったんで、それに私は今ふれません。それはまたほかにもふれる機会があると思しますので、そのときにふれていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは、本当に市の方で何を明らかにして、その中で責任問題をどう整理していくかということについては、つまびらかに申し上げられない部分もございしますが、できるだけわかる

範囲で、説明できる範囲でこれからもご説明をしていきたいと存じますので、何とぞご理解を賜りますようお願いしたいと存じます。

それから、言葉尻を捉えるようで申しわけございませんが、2,500万円につきましても法令改善であるということは確定はしておりませんといえますか、それは法人側の主張で、いろいろな言い方をなさっている中の1つの言い方として法令改善ということも主張しておられたということをごさいます、それについて認定はできておりません。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** 1つだけ。認識の違いやから、先ほど副市長がおっしゃった、地元の議員やからあその状態ようわかってるやろうと。岡本委員は、その当時それにタッチしてはったかどうかは知りませんよ、あその埋め立てに、担当として。そやけども、僕らは、今の上の山麓線と言うてる寺口の方へ走ってるあの道路は、小さいときにずっと道があったんです。寺口まで行く道。そこに山があったんです。松林みたいな山があって、それをずっと削って、あそこは谷やったからそれを削ったときに、あの道をつけるときに上がってるんです。それで確かに中戸川は上がってますよ。そのことで上がってます。それで、今の吉野川分水から東、その部分が奈良県が認めて産業廃棄物の届けを、今はない新庄商事か新庄建設かが埋め立てていったんです。ですから、僕らが育ったその当時のもんが切り土やったというのは確かなんです。今何かごみ、初めからあるのわかってて買うてるの違うかみたいな話やけど、違うんです。そやから、公社であろう、市であろう、別にごみ、初めからあるの隠してて、その土地を売ったのかって、そんなことはないですよ。市の方と柵との間でどんなやりとりになるのか知らんけれども、ただ、今、岡本委員おっしゃったように、あそこはずっと法面やったから、その業者はむちゃくちゃする業者やから僕らは闘うてきたんです。そやから、その上へごみをほってる可能性もあるんです。それは、可能性としては。そやけど、範囲内には入ってないんです。換地としてもそこはやってますやろう。そやけど、下の換地もなかなか進まなかったんです。難儀して換地をやり遂げたみたいな、ほんまにそのごみを今どこへ持っていった。寺口の岡田池いうところへほかさせたん。これ、時の町なり市なり、その当時どんな立場におった人間か知らんけれども、責任ないとは言わせませんからね。その山になったごみを寺口、今、岡田池いう上へ持っていったんです。こんなあほなことをさしたんや、その当時。そやから、こんな話になってくるのやったら中戸も黙ってられへんしね。今、市長であろうが誰だろうが、行政がかわったら、はっきりとその分また検討、個人ででもやっていかんなんようになるしね。どういう理屈でどうなったんのか。そやから、今のことを言うときます。あそこはもともと入ってなかった。ただ、入れてる可能性はありますよ。奈良県が認めた範囲の中にはあそこは入ってません。それで山だったところを切ってるのは確かです。その道路のところにもそういう山があったんです、寺口行く細い道の山が。それをずっと削ってあの道をつけてるんです。これは知ったはりますやろう、もう。そやから、あそこはよう知って、そこがその地域のごみを埋め立てる範囲の中には入ってない。ですから、あそこは切り土でって、入ってないというふうに僕ら地元では認識してたわけや。中戸川が7メートル上がっ

てる、8メートル、初めからごみ入ってるって、そんなこと、あそこは認識してませんよ。その下、吉野川分水のところはありますよ。

それはそれとして、職員の処分じゃなしに告訴した分、副市長が答えられへんのはわかっています。市長に後日、何でか答えてもうたら結構です。何でそのときに告訴せなあかん、告訴すべき人間を告訴してないのか。何でそういうふうなことをやったんか。これは、副市長が答えられる話と違いますから、それはもう結構でございますけれども。

市政検討委員会いわく、ボーリングのBの業者の民事責任は問いがたいと。市の見解としてこういうふうにおっしゃってるんやから、ああ、そうですかと。議会議員はどうせえ、こうせえ言う立場にありませんので。そやけど、これをやると、こっち側でやってはる不当利得の返還を求めたはって、建設屋さんにとかに不当利得いうか、それを、返還を求めたはるの違いますか。600何万と、これ300何万か、不当利得いうか、返還を求めると。これでいくと、この業者にも返還を求めやなあかんの違いますか、これ、本来。そなん、後先はどうのこうのいうよりも、やったことは同じことやからね。これ、返還求めやなあかんの違うかと思えますよ。それで、このときにちゃんと判こついでる人がおるんやから、その人に関しては、公文書偽造をその当時やってるねんから、告訴するのやったら告訴したらどうですかと、平等に、公平に。そういうふうに思いました、これを見てね。

それと、副市長、お聞きしたいんですが、多分この不当利得かこれのことについて、きょう裁判いうか、裁判所できょうやってるんでしょ。それで、それにあわせてこれもプレスで報告しとけと、こういうことやと思えますけどね。ええんですよ、これ、どんな形でもええねんけれども、こういうふうに僕ら議会に、訴えの提起のCをD、Eに分けて、反訴の提起をやるがためにこういうふうに分けますと、こういうふうに言うたけども、何でそなん分けやんなあかんのって僕らはせんど言うたんやけども、これ、審議は1つでやってるの違いますの、今。分けて別々の審議してますのか。こなん分けやんなできへん、できへん言うてね。これ、そこを教えてください、わからへんから。そうでないと、僕が言うたように、こなん分けたら、別々の判断出たらどうするねんいうことがあって、それに分けるねん、分けるねんって、裁判所へ行ったら、これ1つで審議されてるの違いまんのか、これ。それ教えてください。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

西川委員のお尋ねでございますが、まずは1点目、いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。そのご意見も踏まえて適切に処理をしまいたいと存じます。

それから、訴訟の手續の話でございますが、これ、平成30年6月議会のときに、その訴えの提起についてご審議いただいた段階で、実は既に、これは、その前の3月議会の更に前の2月中の日付ではございましたが、柘の郷から先に市を相手方とした訴訟が提起をされていたということを踏まえて、当初、3月議会において市でご用意しておりました訴えの提起の原案は3本立てでございましたが、そのうちの柘の郷を被告と、訴訟の相手方とする部分につきまして、先に訴えられておりましたので、訴えられた内容についても適切に反論をした

上で市側の主張も表明をしていくことから、これにつきましては反訴という形でやるというのが、これはあくまで訴訟の戦略上と申しますか、やりとりの中でその方が明確に柙に対する市の言い分も主張ができるということで分けるべきということから、当初は3本で予定をしておりましたものを4本に分けて、継続審査となっております議案の実質的な差しかえをさせていただいて、4本立てで議案をお認めいただいて、訴訟をしているというところでございます。

申しわけございません。当時から多分説明は、このことについても言及はしておったとは記憶はしておりますが、説明がわかりにくかったのかと存じますので、その点はおわびをいたします。ここは、西川委員おっしゃるように、逆に言いますと、これは、裁判所、民事訴訟法の手続法上、裁判の併合という手続でございますが、事実認定等が共通をしております案件につきまして、本来、争う最終的な案件が違うから4本には分かれているわけではございますが、審理はまとめて1本でやって、事実認定も1本でやっっていけないとかえって全体像が見えないという判断をするときには、裁判所の方で、裁判所の判断、手続として訴訟の併合ということを行います。この訴訟の併合につきましては、委員お述べのとおりで、平成31年2月13日の手続の中で、4本の訴訟を併合して、今後は1つの法廷で同一の裁判官で審議を進めていこうというふうになってきたところでございます。したがって、結果はこういった手続で1本になっておりますが、訴えの段階ではそれぞれ個別に、それぞれの法的な事実関係の整理とか、訴訟の切り口が違いますので、それは、最初は4本に分ける必要があったということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** 要は、訴えとしては今でも4つに分かれてると。審理は1つでやると。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

すいません。先ほどのご説明、一部訂正をさせていただきたいと存じます。柙の郷に関する部分につきまして、もともとは市としても1本で用意していたものを、反訴という形で2つに分けたと。これに対してまずはその部分が今は1本になっておるということでございますので、今は現行では合計まだ3本立てになっておると。ただ、ここは、最終的にはまた内容的に裁判所の判断で、必要があれば併合される可能性はあるということございまして、先ほど不正確なご答弁を申し上げたことをおわび申し上げます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** そうすると、Cの部分は今でも2つに分かれてるんやと。それで議会上がってますからね。

Cの部分は2つに分かれてて、今でも訴えは2つに分かれてるんやと。6月議会で通ったるわけで、それが今、裁判所は2月の段階で審理を1つにしたというんやったら、もとへ戻ったということと違うんですか。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。



西川委員お持ちの、これ、6月議会のときにお配りをした資料でございます。議員の皆様、見覚えはあるかと存じます。今、西川委員言っていたのは、このCの柵の郷に関する部分を、これ、本来はA、B、Cの3本立てで、もともと3月のときにお話をさせていただいて、6月の段階で継続審査になっておりますので、A、B、C3本立てで議会には既に提出しておりますものを、一旦取り下げをしてDとEという2本に分けさせていただいたということでございますが、その時点ではDとEに分ける理由につきまして、柵の郷と、それから損害賠償をしたいという当時の市の幹部の2つに、2本立てに分けたということでございますが、これにつきまして、これが裁判所の方の訴訟指揮の中で、この2つがまた1本の法廷で審議をしようということで、この2つがももとの1本に戻っているという併合のみが現在なされておるということでございます。そこにつきましては、委員お述べのとおり、同じじゃないかとおっしゃれば、そういうことかもしれませんけども、そこは顧問弁護士との相談の中で市の立場を、主張を明確にしていくためには、既に訴えられた柵の郷からの訴えに対する反訴という形でこの部分を分離した方が明確に市の主張ができるから、一旦分けておこうといった法律家の判断も踏まえた中でこういったお願いをして、一旦は議案をお認めいただいたということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** そやから、1本になつとるんやから、議会でこれを分ける必要なかったんを、いや、しっかりした弁護士さんやからね。それで、僕は、副市長がおっしゃったように、こんなん負けるわけにはいかへんわけやから、市が負けるわけにはいかへんねんから、しっかりしてもらわんとね。相手の弁護士さん、どなたかわかってますやろう。今のゴーンさんの裁判だってびしっと来る人やから。それを、相手にこんな、ちょっとしたとこでやってたんでは、いろんな意味のところで僕はいろいろと心配もしてるし、1回そういうことをやったんなら、3月議会のときにこういう形になってますと言うたって別によろしいやん。せんどここで、いや、どうじゃ、こうじゃ、こんなことをやって、これ、2,500万円、こっちとこっちと違う判断出て、このときにこの判断出たらどないするんやとせんど言うても、いや、こないせな闘われへんて、反訴の提起をできへんねんてせんど言わはるさかい、それやったらそうやって言うてんの、今、裁判いうたら、これ1本になってまんねん。それは当たり前のことやから、そういうふうなことも含めて、副市長おっしゃるように、しっかりやってもらわんと、えらい損害出たらどうすんのかというようなことあるし、そこらは、議会に対する説明もこのところはちゃんとしといてほしかったと、こういうふう思うのと、しっかりと頑張ってもらわんと。

それと、市政検討委員会が、市長がこういう形でこうやるねんというけども、僕は、このところの矛盾は指摘しときますよ、ボーリングのこのこと。これ、竹橋さんというのがこの人弁護士ですか。弁護士ですね。この人、よう調べて、はっきりと請求するんなら、業者にも不当利得やいうて請求しはったらどうですか。おかしいと思う。

**西井委員長** 答弁よろしいですか。

**西川委員** いやいや、意見だけや。このとおり進みますねんな。これだけ聞いとく。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは、併合がされたことについて、さきの3月議会のどこかのタイミングでご相談を申し上げて、ご報告をすべきであったと反省をいたしております。気がそこに至りませんで申しわけございませんでした。

それから、それとあわせて、確かに委員おっしゃるように、相手の顧問弁護士、非常に日本的に著名な方でございます、それにつきましては、私たちも十分に心を引き締めて、それであったとしても負けないようにしっかりと闘いをしていきたいと存じておりますし、また、反訴をするがために2本に分けたいとは申し上げましたけども、そのときもあわせて、いずれは併合されるであろうという予想も、たしか私、説明をしたように記憶もしておりますが、そういったことでございまして、決して、これは、委員ご心配いただくように、こちらの見通しが甘くて、思わぬ方向に訴訟が向かっているわけではございませんので、この辺はきちとこちらの方も考えながら進めている中でございますので、その点についてはそういうものだとご理解賜ればと思います。

それから、市政検討委員会につきましては、あくまで答申でございます。内容につきましては、委員ご指摘の部分については、確かにその部分まで先読みというか、理解がよ過ぎるのかといった答申になっている部分であるかもしれませんが、この答申でまずは肝心なのは、その事実認識をどうしたかと。それを踏まえて、委員長、竹橋氏は、これは弁護士でございます。それから、公認会計士の三馬さんというのにも入っていただいておりますが、そういった中でのそれぞれの専門的な私見を踏まえてのご意見をいただいているということでございますので、ここを踏まえて市長部局としてどのように動いていくかについては、また当委員会でいただきました意見も参考にしながら適切に進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後3時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** そしたら、簡単にお聞きします。

僕はまだまだ勉強不足で、答申書の扱いとか立ち位置がわからなかったんですけど、あすプレスされるということで、細かいことでもお聞きしたいと思います。

1 ページ目の、「生野前副市長及び山下前市長にも調査協力を求めたが、拒絶されていることを」と書いてあるんですけども、これは、僕も辞書で調べたんですけど、拒絶、拒否と2種類あると思うんですけど、拒絶されてる。これはどういう状態なのかというのを1つお聞きしたいのと、あと、ボーリング調査については3カ所のみというのが2回出てくるんで

すけども、私の記憶間違いやったら申しわけないんですけど、もっとやられてたようなというのを聞いたような気するんですけど、その辺教えてほしいのと、あともう一つ、最終、大前提の話になるんですけども、今までの委員会では副市長も、裁判がありますのでというふうに言われて明言されなかったことがいろいろあると思うんですけども、今回は、これは、いろんなことを断定されてたり、例えば見解2のところ、真ん中ら辺、当該移転先代替地に法的な瑕疵を認めることはできない。これ、司法の意見と捉えていいのか。基本的なことになっちゃうと思うんですけども、ほかにも言い回しがすごい断定されてるから、僕、そうなんと思ってしまうんですけども、その辺の見解、司法もこういう見解なのか。今までは言われなかったけど今言われるということは、確定しているのかという、基本的なことになっちゃうんですけども、教えていただきたいです。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

杉本委員のご質問でございますが、まずは、ボーリングの件につきまして、3カ所以外ということは、理事者側からは一切そのようなご説明はしておりませんので、もし委員がご記憶がおありであれば、また、これ、あくまで理事者側も議会もそれぞれ別々の手法でもって真相究明をしようとしている立場ではあるかと存じますので、また意見交換させていただければと存じますが、理事者側からのご説明としては、3カ所以外のご説明をしていなかったというふうに記憶をしております。

それから、今回結構突っ込んだ表現になっているじゃないかというふうなご意見も賜りましたが、こちらにつきましても、私、本日の説明の中で新たなステージと申しますか、ちょっと突っ込んだ形の、今回答申になっているという印象を既にお伝えしておりますとおりで、やはりこれは、もともとの対象となっております案件自体が、これ、先ほど谷原委員もふれられましたけども、ある意味、この案件が一連のいろいろな不適切な取扱いの発端ではなかろうかというところを、今回、時間はかかりましたが、いろんな調査をいたしましたので、その結果について、できるだけ事実認定として確定しております部分については、はっきりわかるように書こうという表現が、多分委員がおっしゃるような印象を持っていただくような形で、別の局面になったのかなというふうなところをおっしゃっているのではないかと存じます。

それから、拒絶という言い回しにつきましては、法律用語の中で明らかに拒否と拒絶が明確な違いがあるかといえ、そういったわけではないというふうに認識をしておりますが、いずれにしましても、それぞれの関係者に対しまして協力の要請を文書でお送りをしておりますが、それぞれ代理人である弁護士を通して、それぞれ協力ができない旨の明確なお返事をいただいているというのを、こういった表現をさせていただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 了解でございます。

そしたら、ボーリングの件に関しては、これも記憶間違ってたら申しわけないですが、多分資料を出してくださいみたいな話になったときに、警察の方で預かれてるという話だったと思うんですけど、今資料はもう返ってきて、公開されるんですよね。

西井委員長 高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 企画政策課長、高垣でございます。

今の杉本委員のご質問ですけれども、文書も警察から返っておりますので、出せる形になっております。

以上です。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 わかりました。そしたら、それを見て、記憶をただそうと思います。よろしくお願ひします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 3点ほどお尋ねさせていただきます。

最初に、杉本委員のことに関係するんですけど、私の方は、これ、告訴前にこの資料を開示請求して資料をいただいております。それによりますと、中戸地区内の道の駅整備に伴う地質調査報告書ということで、平成27年12月、その調査会社が出したものと、3つ穴を掘って、そのコアの写真と、それから土質調査の分析、これも3カ所になってますので、ほかにもたくさん掘ったのかもわかりませんが、実際この成果品として上がってるのは3カ所だけになってる資料がございます。また、後、見ていただいても結構かと思うんですけども、それに関係して1つご質問を最初にしたいんですけども、私、これを、土質調査の架空契約及び実際に違うところを掘ったことに見せかけて、本当に掘ったのは代替地のところだということなんですけれども、公文書を見てますと、非常に不思議なのは、例えば、回議書とか回議用紙に、係員の方とか課長補佐とか主幹とか課長とか理事とか、たくさん判こをつけておられるわけです。ところが、その成果品は全く別なものがついてるわけで、一般的に、私は、一般質問で監査の強化ということを行いましたけれども、通常の業務の中で、回議書に、例えば、工事竣工書とか証明書ですかね、工事が竣工したその証明書なのか、回議で回すときに写真とか成果品を確認したら、こんな判こつきようがないのに、こんなことせずに、ただ地質調査、成果品が出ましたよという報告を受けたら、はい、はい、はいと判こついて、役所の方ではやっておられるのかなというふうにししか思われないんですよ。ついてる文書を見ても。これは、一般的にそういうものなのかどうかということをお聞きしたいと思います。私としては、そういうことをきちっとやってれば、監査の手間なんかは、そんなこと、膨大な資料を1人の監査委員の人が見るいうことは大変だし、事務局の人も大変だから、通常の業務として、これ、疑問に思ったことなので、ボーリングのことに直接関係ないんですけども、不適切な事務処理という点で、これはどういうものなのかということをお聞きしておきます。

もう2つあるんですけど、次に2番目の質問なんですけど、実際の土質調査及びその後始末

の件について疑問に思うところなんですけれども、先ほど岡本委員の方から質問がありました。実は、葛城市土地開発公社が代替地を、当時の代替地の地権者から買い求めたのは平成26年12月8日です。12月10日に所有権が移転していると。実際に葛城市がその地権者に小切手を渡したと思われるのは平成26年12月16日です。9,910万円の小切手が2通に分けられて、土地開発公社から振り出されてるのがあります。前金5,832万円と、それから代替地のものと思われる4,077万7,000円。この代替地のものと思われる小切手については、これは、預かり証を土地開発公社が預かって、本来終の郷の方にお渡しするものだったと思うんですけれども、代替地を土地開発公社が用意するという事なので、その費用として小切手を、9,910万円の前金部に当たるものだと思いますけれども、2通の小切手にして、1通の代替用地分の小切手は土地開発公社が預かり証を出しているということで、基本的にこの平成26年12月10日で土地開発公社が所有権移転しているわけですが、先ほど岡本委員が述べられたように、実はずっとそのまま所有権が土地開発公社のものになっております。これが社会福祉法人の方に所有権が移ったのが平成28年1月18日であります。1年以上所有権が移らなかったんです。これが本当に不可解なんですよ。と申しますのは、先ほどから紹介してます土地開発公社と社会福祉法人の間でありました物件移転補償契約の中には、相互協力義務として、先ほど瑕疵がある場合の事についても紹介した、その第3条に、次のようにあるんです。甲は、乙が前記施設建設代替用地で新施設建設が円滑に進行するよう、飛ばしますけど、極力協力するというふうな文言がありまして、なぜかと申しますと、第3条にはこういう文章があるんです。当該物件は、現況、つまり移転する建物ですね。現況、甲により障がい者に対する介護施設として運用され、20人の障がい者が居住している。その障がい者の方々の生存権を確保するため、甲は、新たな障がい者のための施設をつくらなければならない。よって、乙は、乙の目的を達するために、甲に対し以下の義務を負うものとするということで、土地に瑕疵がある場合の条件とか、あるいは移転に伴うさまざまなことを、書類上のこと、手続のことをスムーズにやるようにしてくれと言うてるわけです。しかも、第4条が移転時期でありまして、甲は、当該物件の移転を平成28年3月31日までに完了するものとするとなっております。だから、既に関心したものだから、早く移転をしてもらうために、準備のために所有権も早く移して、そして新たな建物を建てていただいて、そこへ移っていただくという契約内容になっているんですけれども、これ、なぜ1年以上も放置されたということ、これも当事者の方でないの、市政検討委員会の中で調べられたのかどうか。何かわかってることがあったら教えていただきたい。わからなかったら、これは議会で今後調べていかなあかん問題だと思います。なぜこんなに長くなってるのか。

それから、裁判があるのであれだけど、それと関係することなんですけれども、これ、移転する建物が、平成28年3月31日で契約で移転するとなっております。契約上、移転の責任は社会福祉法人にあります。ところが、期限超えてもそれは移転してなかったんじゃないですか。建物建ってたんじゃないですか。いつまでに建ってたか、そういう認識があるのかどうか。それを調べておられるのか。そこを聞きたいと思います。

それから、3つ目です。先ほどから、これは西川委員がおっしゃるように、私も大同ソイ

ルに対して、これは民事訴訟を起こすべきやと思いますよ、損害賠償に係る民事訴訟を。つまり、4件の架空工事に対しても起こしてるわけですから、架空契約、全く違うところを契約に反してボーリングをやってるわけですから。これについても私は、先ほど来から西川委員がおっしゃるように、それについてはそうあるべきだと思うんですが、何か判断の違いがあるのか、その基準、どういうことでそういうふう判断されたのかは、これについては伺いたいと思います。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

順番逆になるかもしれませんが、まず3点目でございます。

こちらにつきましては、これはあくまで市長からの諮問とどういうものの、市政検討委員会からの答申でございますので、それを踏まえてまた顧問弁護士とも相談申し上げて、対応については検討してまいりたいと存じます。

それから、逆に申しわけございません。2点目のご質問でございますが、当委員会では今回はボーリングの調査についてご報告をするという市政検討委員会の答申を踏まえてのご確認かなと思っております。ただ、谷原委員ご質問のお話につきましては、これまでの議会の本会議、あるいは総務建設常任委員会、あるいは当委員会、それぞれの中でそれぞれお答えをしている内容ではなかったかなと思っております。ただ、これにつきましても委員の方からご提示いただいておりますように、そもそも一連の契約手続として違法なことがたくさん、残念ながら行われて、その結果として損害賠償請求でありますとか、不当利得の返還請求といったそれぞれの事案に発展しておりますが、その一番根本に、一体、当事者同士で本当はどのようなやりとりがあつて、本当はどんな約束というか、これを駆け引きと表現するのが適切かどうかはわかりませんが、そういったことがあつた結果がこういった一連の不正な事案につながってきているのかということについて、そこを調べるということは非常に重要であるという面では同感でございますので、引き続き、私たちも調査の中でしっかりとそのあたりは調べてまいりたいと存じます。

それと、1点目に、そもそもそういったことがあつたときに、要は、竣工検査等が回ってきたときに何も内容を確認せずに押印するものなのかと一般論でお問い合わせいただきましたが、それに対して、そういうことはいたしません。あつてはならないことだと存じております。したがって、そういったことも含めて、当時がどのような状態の中で、どのような指揮命令のもとにその行為が行われたかということにつきましても、それは問題だと思っておりますし、ここにつきましては、既に懲罰委員会でもちまして一定の調査、それから事実認定のもとに、しかるべき処分については一旦しているといった部分でもございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。移転する建物が、平成28年3月31日、契約日を過ぎて建つていたということについては、確かにこれまでも何度か議会でも出ている話ですので、すいませんでした。そういうことですが、ただ、1年間も所有権が移転せずに放置されてたというのは、

契約の本来の趣旨からすると非常に不自然なこととして、だから、この点については明確な回答もなかったのので、市政検討委員会の中でそういうことが話題になったのかどうかもわかりませんが、議会としては、これについては調べていかなければいけないかなど。裁判になってますので、当事者の方がこういうことを語られるということはないかもわからないですけど、落ちついてからでもいいですから、それは何年かかっても、それは落ちついてもいいから、真相をきちっと、ちゃんと掌握する必要は、私はあると思うんです。行政がちゃんというんなことで事業を進めていく上で、再発防止のためには私は大事であろうかなというふうに思います。

それから、あとは、これはコンプライアンスの問題だと思いますけれども、そういうことはあってならないと。竣工検査証などを確認するときはちゃんと確認して、あるいは成果品なんかもちゃんと確認しながら回議して押印していくのは当然だということで、当時の職員がどういう状態であったかということはまた別として、そういうことで引き続き再発防止という点ではしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** お聞きをします。きょう、市政検討委員会の答申書についてご説明をいただいたということでございますけれども、市政検討委員会というのは市長の諮問機関であって、この資料にもありますように、答申を市長に出されております。それを私どもが、その内容についてご説明をいただいた。私、これ、よく考えてみますと、市長がこの答申を受けてどういうふうにお考えになっておられるのかということを知りたいなと、本来なら。これ、私どもが聞く立場じゃないんで、市長が聞かれるべき資料なんで、それを私どもが云々、どうこう判断はできないんで、それじゃあ、市として今後この答申に基づいてどういうふうにされるのかというの、今後、道の駅に関して、市長の考え方もいずれのタイミングでかお聞かせを願いたいなということを思います。

先ほど説明の途中のところ、警察の方から資料が戻ってきたというふうなことで、市政検討委員会でもこの調査がスムーズにいったのかなど。片やといいますか、この調査特別委員会も資料がなくて進まなかった部分について、委員会として残しておいた調査というの、答申は答申として、特別委員会は特別委員会としてその資料をもとに調査不足の部分の改めを進めていくべきじゃないかなと、そういうふうに感じましたので、また委員長の方からその辺の進め方をご検討いただけたらと思います。

それと、基本的なことでは申しわけないんですけども、私ようわからんのは、ここには全然出てないんですけども、公社が代替地を取得されて、それによって一部補助金の返還の原因になったということでございます。お聞きしたいんですけども、副市長ならご存じかと思うんですけども、この手続上、どこでどういうミスがあって返還に至ったのか。公社が取得して代替地を求めるということに関しては問題ないとは思いますが、途中どういう手続が不備であって補助金返還に至ったのか。そこをお聞きしたいと思います。

**西井委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まず1点目の、この答申の位置づけでございますが、こちらの道の駅調査特別委員会では独自にこの件について、せんだってその4つの論点に絞って、道筋を明確にしながら調査していこうということでご調査をいただいていると。そもそもこの道の駅の案件につきましては、我々市長部局といたしましては、そもそもみずからの組織としての不適切な事柄でありますので、それをただしていくために、これを市長が直接指揮のもとに市の内部の機関だけで調査をしてもいいわけではございますが、そこを一定客観性を持たすということで、外部の有識者、基本的には弁護士と公認会計士も入っていただいて、中のメンバーもおりますけれども、市政検討委員会という半ば中立的な立場の意見もかませながら、あくまで市の作業としてやっているわけでございます。今回は市政検討委員会という仕組みを使いながら、今報告しております内容につきましては、これは、30年3月議会の一般質問で谷原委員が質問されたことに対しまして、すいません、時間はかかってしまいましたが、これを調べますと言った内容につきましては、警察から書類が返ってきたということも含めて、ようやくここまでわかりましたということをご報告をしておりますので、それにつきましては、私たちがわかった情報を当委員会に提供というか、ご説明をしたということを受けとめていただいて、それを委員会の方でどのようにこれを委員会のご判断に生かしていただくかということをお考えいただくために報告をしているということでございます。あわせて、これと関連して、じゃあ、この答申を受けてどうするのかということにつきましては、基本的には、現在係争中の民事訴訟のこれからのやりとりの中で関連をしていく内容でございますので、この内容も踏まえながら適切に民事訴訟を今後とも進めていきたいと考えているところでございます。

それから、公社の契約と補助金の返還の関係のご質問がございましたが、何せ、残念ながらいろんな関連の契約がございまして、それぞれ不適切な事務処理があると。増田委員お述べになった契約につきましては、もともと現在の道の駅かつらぎの山側の方に当時建っておりました柵の郷の施設を移転といいますか、要は、そこを更地にしていただくために建物をどこかに移っていただく。移転補償というふうに制度上は申し上げますけれども、移転補償に関する契約を土地開発公社の方でしたということでございまして、土地開発公社の契約自体が補償をしてはいけないということでは、これはないわけではございますが、ただ、これ、交付金を取り扱っております国の道路局の方の取扱いでは、公社の補償契約については、これは国庫補助の対象にしないよということから、これが対象にならなかったということでございまして、これは、今回ご報告を申し上げてる案件とは同じ公社が絡んでおりますが、別の事案でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** わかりました。市長としてお調べになったということですが、大事なものは、後ろの方にも大変今後のことについてもお述べになっておりますので、訴訟に対して云々ということ



もごさいますけれども、再発防止等々についての市の今後の対応についてもご指摘をされておるといふふうに思いますので、その辺のところも、もし、いい機会がありましたら、これに関しての今後の方向も市長の方からお聞かせを願う機会があればありがたいなと思います。

それから、契約は、移転補償は補助対象とならないということがわかっていたけども、公社がそれに携わったと。わかってたのにやらはったというのは、何なんですかね。この場で聞くというのはいかがなものかなとは思いますが、副市長いろいろとご存じなので、その辺はご存じないですわね。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

お問い合わせの件なんですが、本日ご報告させていただいた案件とは別の案件ではございますが、もともと、これ、建物移転補償という手続になるわけでございますが、あくまで公共用地として、底地を更地にして事業目的に使うために、その上物が上に建物が建っておりましたら、そこを移転していただくと。そのための移転補償の契約でございます。移転補償自体は通常の公共工事でもよくある話でございますが、これを当然市が直接契約等でやること自体は全然問題はないわけでございますが、これを土地開発公社が一方の主体となって契約をして移転補償をした場合に、これはあくまで土地開発公社でございますから、最終的には市の一般会計で予算を組んで買い戻すと。買い戻しても国の交付金の対象にはなりませんよという扱いを、これは、道路事業においては国土交通省ではそうなさってる。これ、ご記憶いただいているかどうかあれなんですけども、この補償に関しましては一般会計の場でも実際それに基づく対象者へのお金のやりとりは発生はしておりませんが、もう1本同様の内容で一般会計側の契約書が存在をしております、そういった意味では、これは既に処理というか、既にこれは問題として議論もして、一定の手続もしておりますが、虚偽公文書の作成をしている事案の1つでございます。

いろいろとややこしいかもしれませんが、公社で補償契約をすることはできるんですけども、公社で補償契約をしたものに対しましては、それを一般会計側で買い戻しても国庫補助の対象にもともしない。逆に言いますと、ならないのがわかっているながら公社で契約をした。一方では、国庫補助の対象にならないのがわかっているから、一般会計の契約書もつくったと。でも、その一般会計の契約書に基づいては相手方には支払いはしてなくて、公社の契約に基づいてお金が動いていると。これは、本日ご報告をしておりますとは別の案件でございますが、そういった関係がございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** いやいや、今、増田委員がおっしゃったことを一番先にわし聞いてるんです。当時の市と公社と移転補償に関して公社に契約、このことを予算措置できてなかったんかどうかわかんけれども、移転補償で市が公社と契約してますやろうと。ということは、最後になって市が公社にやってる、委託してると、その部分が本来の、努力をしはったんかどうかわかんけれども、市が移転補償をやったら補助金出るわけですよ。そやから、その契約書の内容どないだったんか見せよと、俺言うてるわけや。それで粘ってんやったら、それでどこまで

あかんかったんか。何でわざくれ市が公社とそういう移転補償の契約やってるねん。それを一番先見せよ言うてるわけやん。公社が、これ、情報塔は道路局やん。そんなもん、使えるの見たら、皆知ったはるやんか、そんなこと、普通のもんは。そやから、何でそんなことやったんやて。それを一番最初に聞いてるわけや。もうてくださいね、それを。そんで、どんな努力をしたんか。それは俺は見てないから、いろいろと、何でそんなことをやったんか。

それと、僕は、言うてるように、損害ないように、民事訴訟であっても一生懸命闘いなさいよと、こういうことを言うてましたやん。ボーリングは3カ所や、20何カ所は試掘をやってるわけやん。これをもとにしとるねん、試掘をもうやっとるやんか、これ。それで、委員会に諮問のこのやつを出してきてんやったら、先ほど言うたように、わしの間に副市長も企画部長も答えられへんやろうって言うてる。何で当初に、これ、一番先にわかったるはずやん。それで、監査報告の中に7,800万どうのこうのって書いて、このごみのこと書いたるわけやん。ほな、このごみのこと何で出たるねんいうたら、そしたら、こういうボーリングをやったり、こんなことやった結果を見てこういう監査報告出た。このときに既に、僕はですよ、そっちは知らんて言うんか知らんけれど、既にこういう架空工事をやって、ボーリングのこういうようなことをやったということをつかんでたん違うかと僕は思うてるわけや。それに、何でこの架空工事のやつを出してけえへんねやと、これ、ぎょうさん判こ押したるやつ、何で出してけえへんねやと。いや、初めて知ったって、この竹橋さんという人を、委員長なら、本来何でやねんと。この人に聞きたいし、市長に聞きたいわけや。その人の処分、刑事告訴したん誰々で、その刑事告訴に何でこの人を入れへんねやと。公正、公平なら、それせんかいと言うてるのに、そのこと、ほな、この人、この人、いかへんのかというて言うたって、副市長だって答えられへんやん、市長しか。

それで、この竹橋さんに、言うときけど、これ、プレス発表するらしいけども、ここに、これは市側の言い分で、ほんまに勝ってくれるのかいというのが、その地中に建築廃材、埋設物が存在して、それが直ちにここで瑕疵に該当するものではないと、こっち側の言い分だけで、買い主である柘の郷が予定する駐車場と低層建物、建築、大きな妨げとは言えず、当該移転先に法的な瑕疵を認めることはできないと。こういうふうなものがあったても、建物建てるのに何の支障もないやんかと、こういうことを言うてるねんけども、こんなんこっち側の言い分だけで、委員会としてわしが心配してるこのことはつけ加えておいてくれやんと、こんなことで勝てるのか。相手は相手できっちり来るのに、これを委員長に、この人弁護士なら聞きたいということや。これは委員会として言うときますよ。こんなこっち側の言い分だけで勝てるのかどうか。プレスの方へ、ここの委員会としてはちゃんとした意見を言うときますよ、プレス発表するのやったら。議会から、委員会から、こういうこと出た。こういうふうなこと、何で処分をせえへんのか。それで、業者に何で不当利得やいうて訴えへんのか。こういうことはちゃんと出た。裁判の行方も心配してると、こんなことでは。それは委員会としてちゃんと伝えてくださいね。議会としては言うてるんですから。それで、こういう大事なときに何で市長が出てけえへんのか。答えられんことがあるやん。市長が出てきてやらなあかんの違うか、答弁でも。委員会ばかにしてるのかいな。それで、こんだけ

の責任ある答申したんやん。この委員長も出てきて、委員会に答えたらええやんか。参考人でも何でもええわ、これ。これは、答弁があるのやったら言うてくれたらええし、別に副市長に求める話でもないのかもわからんし。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

繰り返しになりますが、冒頭で申し上げましたように、議会では、議会の方で当委員会を設けていただいて、道の駅の諸問題についていろいろとご検討いただくその一助になればということで、市長部局サイドで市政検討委員会という仕組みを使って判明したことについて、本日は、ある意味、私たちここまでわかりましたという情報をご報告させていただいたものでございますので、今回のご報告を踏まえまして、また議会は議会の方でいろいろとご審議をいただければと存じます。

本日いろいろとご心配いただいた上で、ある意味、ご提案、ご指示をいただきましたご意見につきましては、それもしっかり真摯に受けとめながらしっかりと対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

副委員長。

**梨本副委員長** 梨本です。

裁判中ということもあって、なかなか当事者でもないので聞きにくいところもあるんですけども、私からは1点だけ確認させていただきたいことがございます。何かと申しますと、第1の認定した事実の中に、本来の移転先代替地提供者Aさんという名前が出てきてるんです。この前段の部分しかこの方の名前は出てきてないわけなんですけれども、本来、廃棄物が出た段階でどういったAさんとの交渉があったのか。もしくは、契約の中でこういった瑕疵があった場合にどういう対処をする契約をされていたのかというところ。もし、お調べになっている範疇で、わかる範囲であれば結構ですし、もし、なければ、またそういった契約なども見せていただければなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

梨本副委員長のご質問でございますが、今おっしゃる内容につきましては、まさに、これ、本日ほかの委員の皆様からもご質問、ご意見もいただいておりますが、これから裁判を争っていく上での核心の部分になってくるかと存じます。私たち、調査をしてきちっと把握をしておる事実もあれば、不確かな部分もあるかもしれませんが、それにつきましては、申しわけありませんが、またきちっとご説明できる機会が、時期がまいろうかと存じますので、本日につきましてはご答弁を控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

議長。

**藤井本議長** 私は意見等を述べる立場にはございませんけども、本来、市政検討委員会からの答申書というものが、これ、3月25日に出てまいります。この件についてお話しさせといてもらいたいと思います。

これ、ちょうど議会中のごさいますて、こういうのが出ましたということの報告は、理事者側より私の方でいただきました。これについてプレスリリースをしたいというお話もあったわけでごさいますけども、まず、私どもの議会の方でこれに関する道の駅かつらぎ事業における調査特別委員会というのごさいますので、そこで新聞発表よりも先にお願ひしたいと。そこで議論をまずすべきであるということで、私の判断のもとで理事者の方に申し上げたところでごさいます。27日までの、皆さんご存じのように、3月議会がありまして、かつ、統一地方選挙の前半戦ということで7日投票。7日過ぎてから委員会を開いて、そこでまず議論をしようということ私の方から申し上げたところでごさいます。もちろん西井委員長とも話をしながらこういう形になったわけですけども、先ほどから、きょう裁判があつて、たまたまきょうの日というような話もごさいましたけども、そういう経緯があつて、今日までおくれたということは、市民の方も見ていただいておりますし、報道関係の方も見ていただいておりますので、その辺の理解はいただきたいなというふうに思っております。

それと、先ほどから出ておりますように、本件は民事裁判とともに並行して歩んでるところでごさいます。副市長の方から、裁判には勝つていかなあかん。これは当然のことで、今ここにおいでの方皆さん方は、皆同じ思いであろうかと思うわけでごさいますけども、そんな中で、先ほど来から何度も出てますように、勝つために今はまだ申し上げられない部分があるというふうなことをおっしゃってるわけです。それについても皆さん方の方で理解もしていただいでるであろうと思ひますけども、理解をしていただいで、勝つてもらわなあかんねんから、ただ、そういうふうにならして進んでいるということ念頭に置きながら、今後のこの委員会も進めていただくことをお願ひして、私の方からの意見とさせてもらいたいと思ひます。

以上でごさいます。

(正副委員長交代)

**梨本副委員長** 私が西井委員長にかわつて委員長を代理させていただきます。

何かご意見ごさいますでしょうか。

西井委員長。

**西井委員長** 市政検討委員会の答申の最後のページにあります、「なお、対象者の刑事責任については、これまでなされた捜査当局による対応、判断を踏まえ、刑事責任を求めるのは適切ではないと判断する」と、こういう文章が出てるわけでごさいますけども、刑事責任を問うために市政検討委員会が、当時6名ですか、答申のもとに職員を刑事告発されたと。同じような事項で、それが完全な不起訴になつたわけじゃなし、起訴猶予ですよ。前回は起訴猶予ということは、書類上不起訴でないから、罪は残つてるわけですよ。これも同じようにいつたら起訴猶予になるんやろうと。職員が同じようなことをして、悪かつたんやつたら悪いで、本

来起訴猶予を受けなあかん。それが、おまけに市政検討委員会で、これ、答申されてます。前のときは市政検討委員会の答申の結果、刑事告発されると。答申でないから刑事告発しませんよと。非常に、市政検討委員会も、これ、職員については公平な判断をせんかったら、職員仕事しませんよ。こんなとこに、この状況を見たら、きついことを言いますけど、市政検討委員会、一般会計から人件費の形でお金払うてますやろう。もっと中立な答申出すべき違うんかな、これ。先ほどからも出てるが、ボーリングした会社についても責任を問いがたいものと。これも不当利得やということで、前のときには、名前挙げません、何とか建設さん、これを告発して、その建設会社は、その事業だけ違うてほかの市町村にも迷惑かけるようなことを答申されてるわけです。これ、市長の答弁だけに求めるいうわけですが、市政検討委員会に入っておられる副市長としては、この辺、不思議と思いませんか。答弁お願いします。

**梨本副委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは、今回の審議につきましては、市政検討委員会の検討活動といたしましては、これ、説明が漏れておったかもしれませんけども、私、現在の土地開発公社の理事長でありますので、公社が関与している案件でありますから、今回は市政検討委員会としての検討には私は入っておりません。ご報告がおくれまして申しわけございません。ただ、委員長の方のご質問、あくまでこれは、市長からの諮問機関としての市政検討委員会の答申を受けて、理事者側としてどう考えるかということについてのお問い合わせであるならば、それに対しては答える必要があると思えますけども、この答申の内容自体は、一連の、そもそも市政検討委員会の活動の中で、既に処理をしております刑事告発に至った内容を踏まえて、その結果の中で、これは委員長もお述べになったように、起訴猶予であるといった扱いを踏まえて、その経過を踏まえると、これ、今回の案件につきましては、残念ながら、同じように同じ構図で違った場所の作業をするという架空の契約をするという手法、ある意味同様の手法でもって公金が支出をされておるといったケースであるので、告発をして一定捜査が終わったとしても同じ結果になるであろうから、こういったことをするのは適切ではないと判断をするという、このような表現になっておるんだと存じます。ただ、これも先ほどご報告いたしましたとおり、これは、別途懲罰委員会の方では既に、これは、懲罰委員会としてはこの事実関係についても踏まえた上で、全体として公平な立場で懲罰自体はしておりますので、そういったことで市長部局としては一定の判断、対応はしておる。ただ、市政検討委員会の報告としては、一連の、ある意味、市政検討委員会としての経過、経験も踏まえて、今回はこういった答申をなされたものであろうと存じます。

業者の方につきましても、市政検討委員会の方としてはこういった答申をされておりますが、これにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、この答申を踏まえて市長部局としてどういった対応をすべきかということについては、これは、市の顧問弁護士とも相談をしながら対応については考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

梨本副委員長 西井委員長。

西井委員長 同じような答弁されると予測はついておりますが、現実には起訴猶予になったという例で同じように起訴猶予になると。そのときの最初、去年に刑事告発した職員は、起訴猶予いう罪がずっと残ると。今回同じことをしたかて罪は何も残らへん。こんな不公平な、前回、この委員会からの答申によって告発されてますよ。その辺、記者発表されてますやろう。こんな不公平な形の中の答申を記者発表しはるということ自身、これ、普通考えたら恥ずかしてできへんと思うぐらいやと。記者がどのような質問されるかどうか知りませんが、これ以上長々言うてもしょうがないよって、答申としてはこういう答申出しましたということを受けとめておきますが、実際こういうふうな答申を見て、職員が本当に真面目に仕事しようかという気力が起こるか、起こらないか、火を見るよりも明らかやと。やはり悪いことをしたら悪いことをしたで、同じように罪になる。また、いいことしたらいいことで、同じようにほめてもらえると。これで初めて仕事をする意欲が湧く。また、事業の達成感を職員は持つてくれると。報酬だけ違くて、仕事をした中で達成感というのが、また新しい仕事をしたら、その仕事を達成しようかと一生懸命することによって、これは市民、また市全体のよくなるためになるわけでございますが、こういうふうな不公平と見え出すような答申を出されたら、これ、現実には、その職員についての考えは、誰が考えても仕事をする意欲が低下して、現実には、一番当初に西川委員がおっしゃったように、戒告という言葉がほめてもらってる言葉かなと。戒告して1年間、ないしは1年、2年見た中で、現実には職員が反省したと。それでまた昇進とかいうのがあって。まだ一月余り前に戒告受けた者が上がってると。こんなおかしい、私自身は、戒告いうのはほめてもうてる言葉かなと思うくらい不思議でなりません。人事のことは理事者側の権限ですよって、それ以上申し上げませんが、その辺も踏まえた上で、きちっとした、職員全員が仕事をしやすい環境、また仕事を一生懸命しようかというふうに進めてもらいたいということをつけ加えまして、今後その辺の職員指導について、きちっとした、副市長も市長も含めて、指導をしてもらうことを期待いたしまして、私の質問は終わらせてもらいます。

(正副委員長交代)

西井委員長 もう質疑はございませんか。最後やということで私させてもらいましたけど。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そしたら、本日の調査案件(1)については、これにて終わらせていただきます。

今後の委員会運営についてでございますが、前回と同じように正副正副で、まだ前回の続きも残っておりますし、きょう出てきた問題も出てきておりますので、お世話かけますが、正副議長、また一緒にご相談願って。というのは、現実の問題、早く速やかにいろいろ決めたいと言いながら、先ほども谷原委員もおっしゃったように、まだ告発してる問題もありますし、告発されてる方自身を呼ぶことも不可能と、なかなか、そういういろんな状況で、現実のことを調べるのに大変苦勞するというか、なかなか進まへんかなということで、住民からも大変批判を買って、正副委員長ともども、これ、なかなか困った問題ですが、正副議長も一緒に相談願って、調べるべきこと、また調べられることを順次調べてまいりたいと思ひ

ますが、皆さん、それでご了承願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**西井委員長** そしたら、そういうふうに進めさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

資料として、きょう、開発公社と市との契約書ですか。その辺の資料があったら、資料請求させてもらおうと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ということでよろしく願いします。

本件については以上とさせていただきます。

本日の調査案件は全て終了いたしました。

委員外議員の吉村議員、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 発言がないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は1時半から慎重審議で、4時半過ぎるというところでございますが、まだまだ当委員会は調べんなんことが山積してきて、なかなか問題が難しいですが、また正副議長と相談させてもうて、実際調べんなんことをしっかりと調べてまいりたいと思っておりますので、皆さん方のご協力をお願いいたしまして、本日の会議は、慎重審議してもらいましたこと、どうもありがとうございました。また今後、これからも大変ではございますが、皆さん方、また議員各位でもいろんな資料、またいろんな勉強をしてもらうて、この会議が明らかになるように努力してもらいたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

これをもちまして道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を終了いたします。

閉 会 午後4時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長

西井 覚

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会副委員長

梨本 洪珪